

# 宝冠章及大勲位菊花章頸飾ニ関スル件

明治二十一年一月四日  
勅令第一号

改正 明治二十九年 四月一三日勅令第一三六号  
平成一四年 八月二二日政令第二七七号

朕各種ノ勲章等級製式及ヒ大勲位菊花章頸飾ノ製式ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一条 明治八年太政官布告第五十四号ニ定ムルノ外特別ノ場合婦人ノ勲労アル者ニ対シ同布告第一条ニ掲グル勲章ニ代ヘテ次ノ勲章ヲ賜フ

- 一 宝冠大綬章
  - 二 宝冠牡丹章
  - 三 宝冠白蝶章
  - 四 宝冠藤花章
  - 五 宝冠杏葉章
  - 六 宝冠波光章
- ②宝冠大綬章、宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、宝冠藤花章、宝冠杏葉章及宝冠波光章ノ章ハ宝冠ト竹桜ノ形ヲ以テ飾リ綬ハ地黄色双線紅色トス

第二条 大勲位菊花章頸飾ハ大勲位ニ叙セシ者ニ特別之ヲ賜フ  
②菊花菊葉ノ形ト明治二字古篆文ヲ以テ飾ル

附則 (平成一四年八月二二日政令第二七七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年五月一日から施行し、改正後の規定は、平成十五年十一月三日以後の日付をもって授与される勲章から適用する。

(経過措置)

2 この政令による改正前の規定により授与された勲章及び平成十五年十一月二日以前の日付をもって授与される勲章については、改正前の規定は、なおその効力を有する。